

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月23日
【会社名】	テモナ株式会社
【英訳名】	TEMONA.inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐川 隼人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-6635-6452
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 重井 孝之
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
【電話番号】	03-6635-6452
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 重井 孝之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年12月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年12月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

(1)コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するため、所要の変更を行う

(2)資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるように剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を新設等のため、所要の変更を行う

(3)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行う。

(4)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行う。

#### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として佐川隼人、本多渉、重井孝之、内藤真一郎、荻原猛を選任する。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡田理、五十嵐紀代、板倉奈緒子を選任する。

#### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額500,000千円以内(内、社外取締役分は10,000千円以内)とする。

#### 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とする。

#### 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、業績連動型株式報酬制度につき、監査等委員である取締役および社外取締役を除く、取締役に対する報酬枠として改めて設定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	83,975	884	0	(注) 1	可決 98.96
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件					
佐川 隼人	84,469	390	0	(注) 2	可決 99.54
本多 渉	84,490	369	0		可決 99.57
重井 孝之	84,469	390	0		可決 99.54
内藤 真一郎	84,504	355	0		可決 99.58
荻原 猛	84,504	355	0		可決 99.58
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
岡田 理	84,581	278	0	(注) 2	可決 99.67
五十嵐 紀代	84,659	200	0		可決 99.77
板倉 奈緒子	84,619	240	0		可決 99.72
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件	84,357	502	0	(注) 3	可決 99.41
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	84,471	388	0	(注) 3	可決 99.54
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	83,318	1,541	0	(注) 3	可決 98.19

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。